

株 主 各 位

平成18年6月14日

東京都大田区池上5丁目6番16号

池上通信機株式會社

代表取締役社長 松原正樹

第65回定時株主總會招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第65回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上1丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第65期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第65期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 第65期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件議案の要領は、後記「議決権行使についての参考書類」（29頁から38頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

・全般の概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原油高や素材価格の高騰による影響を懸念しつつも、雇用改善、個人消費の緩やかな増加、企業収益の着実な改善、設備投資の増加などが進み、回復基調で推移いたしました。世界経済においても、中国を中心としたアジア圏や米国で景気の拡大が続き、欧州でも企業部門を中心に緩やかな景気の回復傾向が見られるなど、総じて上昇基調を描き推移いたしました。

当社グループの関連する業界におきましては、わが国のみならず北米におきましても地上デジタル放送に対応した設備投資意欲が依然堅調な状況にはありますが、設備投資総額を抑制する傾向は更に強まり、受注に際しては厳しい価格競争を強いられることも多く、事業環境の厳しさは増しております。

このような状況下において、国内・海外とも販売は堅調に推移し、連結売上高は前年同期に比べ、3.4%増加し、372億31百万円となりました（前年同期売上高359億94百万円）。

損益面につきましては、厳しい事業環境に対応すべく、効率的なオペレーションの実現、事業および製品に関する将来性、採算面からの選別・整理の推進などにより経営の合理化を図るとともに、各事業分野で特長ある新製品の投入や販売・サービス体制の効率化に引き続き取り組んでまいりました。しかしながら、競争激化による製品・システム毎の販売価格の下落、納期対応による外注加工費の増加、加えて放送のデジタル化に向けた開発費用の増加等の影響もあり、営業損益につきましては前年同期と比べ9億23百万円減少し、営業損失1億84百万円（前年同期営業利益7億38百万円）となりました。

経常損益につきましては、為替差益などのプラス要因も若干ありましたが、経常損失1億32百万円（前年同期経常利益8億26百万円）となりました。最終損益につきましては、固定資産除却損等を計上したことにより、当期純損失1億99百万円（前年同期当期純利益6億4百万円）となりました。

当社グループは、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定することを基本方針としております。特に、株主のみなさまに対する利益の還元は企業として

重要な責務であると認識しておりますが、未だ本格的な業績回復には至らず、また内部留保が脆弱でございますので、誠に遺憾ながら当期も配当を見送らせて頂きたいと存じます。1日も早く内部留保を充実させ、業績に裏付けられた成果の配分を継続的に行うことができるよう努力いたす所存であります。

株主のみなさまには大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

・所在地別セグメントの概況

売 上 高

当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

（単位：百万円）

	日 本	北 米	ヨーロッパ	計	消 去 又は全社	連 結
売 上 高						
(1) 外 部 顧 客 に 対する売上高	30,432	4,578	2,220	37,231		37,231
(2) セグメント間の 内 部 売 上 高 又は振替高	3,182	18	40	3,242	(3,242)	
合 計	33,615	4,597	2,260	40,474	(3,242)	37,231

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【日本】

日本における売上高のうち国内販売につきましては、先行してデジタル投資を行ってきた放送各局における番組送出システムの需要がほぼ一段落し納入減少傾向にありましたが、一方でHDTVによる番組制作に伴うシステム物件ならびに官公庁向け映像伝送システム、放送用中継車などに大幅な伸びが見られました。また、一般産業の設備投資意欲が回復傾向にある中、株式会社ドッドウエル ビー・エム・エスとの連携強化等の施策により、監視カメラシステム等に伸びが見られました。

輸出面においては、ここ数期にわたり順調に売上の回復を見せておりました監視カメラの一部製品群に売上の減少が見られたものの放送用ハードディスクカメラの納入増加、HD中継車の納入があり、結果として、輸出売上高につきましても堅調な伸びを示しました。

その結果、当連結会計年度における日本の売上高は、336億15百万円と前年同期に比べて1.9%増加いたしました。

【北米】

北米におきましては、放送用HDカメラは順調に納入を伸ばしたものの、一方で現行テレビジョン方式に対応した放送用カメラの売上が減少し、45億97百万円と前年同期に比べて売上高が2.9%減少いたしました。

【ヨーロッパ】

ヨーロッパにおきましては、監視カメラの売上が減少しましたが、前年度大きく売上を伸ばしました放送機器が引き続き堅調に推移したため、売上高22億60百万円と前年同期に比べて17.8%増加いたしました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

世界経済は、高騰している原油価格の動向など不透明感が続く中にあり、特に米国では個人消費、設備投資の減速による調整局面が予測されております。わが国経済は、企業業績が回復基調を鮮明にするなど景気動向に明るさが見られますが、円高、長期的な原油価格の高騰など依然として不安材料が払拭されず、事業環境は楽観を許さない状況が続くものと思われまます。

当社グループを取り巻くビジネス環境は、放送のデジタル化投資やセキュリティに対する設備投資が堅調であることから比較的良好な状態にあると言えますが、激しい価格競争や多様化する顧客要求への対応など、収益面におきましては厳しい事業環境の中で推移していくと思われまます。

こうした認識に基づき、当社グループは市場の変化に俊敏に対応できる体制作りを目的として、以下に示す4項目を主要課題に掲げ、迅速かつ継続的な収益向上および財務体質の健全化を実現する経営構造改革を推進しております。今後も厳しい競争を勝ち抜き、継続的な成長を実現していくためには、不断の企業体質強化が不可欠であるとの考えに立脚し、更なる収益面の改善とキャッシュ・フローの充実に向け、取り組んでまいります。

【主要課題 4項目】

1) 資本効率の重視

キャッシュ・フローを重視した経営を展開していくとともに、資本効率を重視した経営を目指します。

2) 俊敏な経営の実現

経営のモニタリングとコントロールを強化し、俊敏な経営を実現させます。取締役会は、迅速かつ的確な経営判断ができるように、取締役6名（内、社外取締役1名）という少人数で構成されており、毎月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針や重要事項を決定しております。また、マネジメントサイクル全般に関わる課題を検討・策定する機関として常勤取締役会を月1回開催しているのに加え、販売・マーケティング、技

術・生産・財務・会計を主要テーマに各管掌役員が提起された課題等の解決にあたる経営会議（出席者：常勤取締役ならびに各本部長、常勤監査役、内部監査室長等）を月3回実施しております。

階層化した意思決定構造をベースに、業務執行の意思決定スピードを向上させ、変化の速い時代に適した経営と事業運営を目指します。

3) 事業・製品構造の抜本的改革

各事業における顧客・価格・商品・技術の調査を通じて、商品開発企画力の強化と戦略的新製品の投入を行うために、マーケティング機能を充実させております。

また、経営・執行の両面において、当社グループ全体の企画・開発機能を強化するために、月3回開催される経営会議の中で、随時、開発テーマに焦点を当て、全社開発方針・事業育成等の多面的な視点から討議し、製品開発・商品企画を推進しております。

4) 業務プロセス改革の推進

サービス全般におよぶ品質向上のための経営管理システム（ISO9001:2000年版）に基づき、業務を遂行するとともに、環境マネジメントシステムISO14001も認証を取得しております。原価低減、顧客サービスの向上などを目指し、様々な観点から日々の業務プロセス改革に継続的に取り組むとともに、平成18年7月からのEU地域でのRoHS指令発効に先立ち、市場のグリーン調達基準設定の動きを勘案しつつ、製品設計や製造等において環境保全に配慮した取り組みを強めております。

加えて、業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定および業務実施に関する各種社内規程を全面的に見直すことなどにより、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

また、企業価値創造の源泉は人材育成にあるとの観点から、目標管理制度の展開による人材育成ならびに評価・処遇制度の抜本的改革を行い、発揮能力・役割・成果に重点を置いた新人事評価制度を新たに採用いたしました。

当社グループが、顧客の価値創造や問題解決を図るために、採るべき基本戦略方針は、下記2点であります。

- 1) 製品の品質に徹底的にこだわり、信頼性の高い製品を供給し続け、プロフェッショナルな顧客に満足して頂くこと。
- 2) 顧客が求める真のソリューションを提供することにより、他との差別化を実現させること。

その実現のために、当社グループは競争優位の源泉を「戦略デバイス」「ソフトウェア」「ノウハウ」に定め、情報通信と画像のプロフェッショナルを目指します。

株主のみなさまにおかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当社グループの設備投資につきましては、生産設備の省力化、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、当連結会計年度において、総額 6 億71百万円の設備投資を実施いたしました。

また、当連結会計年度の資金調達につきましては、当社が平成18年3月28日に池上通信機株式会社第1回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付）5億円を発行しております。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 62 期 (平成15年3月)	第 63 期 (平成16年3月)	第 64 期 (平成17年3月)	第 65 期 (平成18年3月)
売 上 高 (百万円)	33,430	37,304	35,994	37,231
経常利益又は 経常損失() (百万円)	688	1,166	826	132
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	117	1,169	604	199
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失()	2.01	20.09	10.40	3.43
総 資 産 (百万円)	29,929	33,027	33,392	35,254
純 資 産 (百万円)	7,600	9,076	9,660	10,213

(注) 第64期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第62期および第63期の各期の数値については同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 62 期 (平成15年 3月)	第 63 期 (平成16年 3月)	第 64 期 (平成17年 3月)	第 65 期 (平成18年 3月)
売 上 高 (百万円)	30,268	34,208	32,977	33,615
経常利益又は 経常損失() (百万円)	643	1,005	692	337
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	796	937	468	378
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失()	13.67	16.11	8.05	6.50
総 資 産 (百万円)	30,832	33,859	33,657	35,302
純 資 産 (百万円)	8,880	10,288	10,706	10,934

(注) 第63期から「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)」に基づき、従来の「当期利益又は当期損失」「1株当たり当期利益又は1株当たり当期損失」は「当期純利益又は当期純損失」「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」と表示しております。

2. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主な事業内容

当社グループは、高度な映像関連技術を基盤に、放送関連分野をはじめ幅広い産業分野に製品・システムならびにサービスを供給しております。

主要製品：放送用カメラシステム、放送用モニタ、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム、セキュリティカメラシステム、医用カメラシステム、各種外観検査装置等

(2) 企業集団の主要拠点等

当 社 本 社：（東京都大田区）

国内生産拠点：池上工場（東京都大田区）、湘南工場（神奈川県藤沢市）、宇都宮工場（栃木県宇都宮市）

国内販売拠点：営業統括部（東京都大田区）、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所、仙台営業所、札幌営業所、広島営業所

海外販売拠点：アメリカ：イケガミ エレクトロニクス（ユー．エス．エイ．）インコーポレーテッド

ド イ ツ：イケガミ エレクトロニクス（ヨーロッパ）ゲー．エム．ベー．ハー

(3) 株式の状況

株 式 数	会社が発行する株式の総数 発行済株式の総数	200,000,000株 58,285,468株
-------	--------------------------	-----------------------------

株 主 数 10,557名

大 株 主

株 主 名	当社への出資の状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
野 村 證 券 株 式 会 社	千株 8,804	% 15.11	千株	%
和 田 栄 一	3,409	5.85		
斎 藤 輝 久	3,322	5.70		
日興コーディアル証券株式会社	1,295	2.22		
小 寺 郁 子	1,282	2.20		
株式会社ドッドウェルビー・エム・エス	1,277	2.19		
斎 藤 友 彦	1,210	2.08		
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,016	1.74		
三井住友海上火災保険株式会社	988	1.70	134	0.01
日本証券金融株式会社	841	1.44		

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

普通株式	27,947株	取得価額の総額	7百万円
------	---------	---------	------

処分株式

普通株式	株	処分価額の総額	百万円
------	---	---------	-----

決算期における保有株式

普通株式	155,126株
------	----------

(5) 企業集団および当社の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,103 名	16(減) 名

(注) 上記には臨時従業員は含まれておりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,024 名	19(減) 名	44.0 歳	21.1 年

(注) 上記には子法人等への出向者および臨時従業員は含まれておりません。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	事業内容
イケガミ エレクトロニクス (ユー・エス・エイ) インコーポレーテッド	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売
イケガミ エレクトロニクス (ヨーロッパ) ゲー・エム・ベー・ハー	千ユーロ 9,203	100	情報通信機器の販売

企業結合の成果

当社の連結子法人等は、「重要な子法人等の状況」に記載した2社であります。

当連結会計年度の連結売上高は372億31百万円、連結当期純損失は1億99百万円であります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
シンジケートローン	1,200		
株式会社 三井住友銀行	700		
株式会社 みずほ銀行	400		
株式会社 三菱東京UFJ銀行	350		
株式会社 横浜銀行	300		

(注) シンジケートローンは、株式会社横浜銀行を主幹事とする6行によるものであります。

(8) 取締役および監査役

会社における地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	松原正樹	
常務取締役	長岡功	全社経営執行・グループ経営担当
取締役	持田達雄	横浜フォームラパー株式会社代表取締役会長
取締役	川嶋清昭	マーケティング・販売担当
取締役	谷津俊雄	技術・生産担当
取締役	橋本陽一郎	財務・会計担当
監査役(常勤)	岩村伸二	
監査役(常勤)	菊池國宏	
監査役	大越弘孝	税理士
監査役	永島建二	

- (注) 1. 取締役のうち持田達雄氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち大越弘孝および永島建二の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	32百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	32百万円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,011	流 動 負 債	10,256
現 金 及 び 預 金	5,486	支 払 手 形 金	3,386
受 取 手 形 金	331	買 掛 金	3,430
売 掛 金	10,965	短 期 借 入 金	1,250
製 品	939	1年以内返済の長期借入金	624
原 材 料	837	1年以内償還の社債	100
仕 掛 品	4,159	未 払 金	296
未 収 入 金	162	未 払 費 用	185
そ の 他	138	未 払 法 人 税 等	54
貸 倒 引 当 金	10	前 受 金	143
固 定 資 産	12,290	預 り 金	35
有 形 固 定 資 産	5,336	賞 与 引 当 金	488
建 物	770	そ の 他	259
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	653	固 定 負 債	14,111
工 具 器 具 備 品	802	社 債	400
土 地	2,936	長 期 借 入 金	1,113
建 設 仮 勘 定	173	繰 延 税 金 負 債	704
無 形 固 定 資 産	87	退 職 給 付 引 当 金	11,702
ソ フ ト ウ エ ア	57	役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金	191
そ の 他	29	負 債 合 計	24,367
投 資 そ の 他 の 資 産	6,866	資 本 の 部	
投 資 有 価 証 券	2,496	資 本 金	8,791
関 係 会 社 株 式	2,544	資 本 剰 余 金	116
関 係 会 社 出 資 金	81	資 本 準 備 金	116
従 業 員 長 期 貸 付 金	40	利 益 剰 余 金	1,027
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,463	当 期 未 処 分 利 益	1,027
保 証 金 及 び 敷 金	91	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,025
そ の 他	170	自 己 株 式	26
貸 倒 引 当 金	21	資 本 合 計	10,934
資 産 合 計	35,302	負 債 及 び 資 本 合 計	35,302

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		33,615
売 上 原 価		28,814
売 上 総 利 益		4,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,232
営 業 損 失		431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	42	
為 替 差 益	78	
不 動 産 賃 貸 収 入	43	
そ の 他	44	208
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
そ の 他	44	115
経 常 損 失		337
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	117	
役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金 戻 入 益	28	145
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	156	
そ の 他	2	158
税 引 前 当 期 純 損 失		350
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		27
当 期 純 損 失		378
前 期 繰 越 利 益		1,405
当 期 未 処 分 利 益		1,027

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの…総平均法による原価法

子会社株式……………総平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法

原材料……………最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

建物(建物附属設備を除く)は、平成10年4月1日以降に取得したものについては定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

・役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき算出した期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法
- (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によって
おります。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段...為替予約取引
ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務
- b. ヘッジ手段...金利スワップ
ヘッジ対象...借入金の利息
- (3) ヘッジ方針
内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っ
ております。また、金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及
びその後も継続して、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定する
ことができるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。また、特例処理に
よっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しております。
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 商法施行規則第48条第1項の「関係会社特例規定」を適用し、商法施行規則第200条
の規定に基づき、一部財務諸表等規則の定めるところにより計算書類等を作成して
おります。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当会計期間から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の
設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減
損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）
を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

- | | | |
|---|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 13,144百万円 |
| 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産としてコンピュータ関連機器があります。 | | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権・債務 | | |
| 短期金銭債権 | | 1,960百万円 |
| 長期金銭債権 | | 1,463百万円 |
| 短期金銭債務 | | 268百万円 |
| 4. 担保に供している資産 | | |
| 土 地 | | 1,128百万円 |
| 建 物 | | 224百万円 |
| 5. 債務保証残高 | | 219百万円 |
| 6. 受取手形割引残高 | | 1,353百万円 |
| 輸出手形割引残高 | | 4百万円 |
| 7. 役員退職慰労金引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。 | | |
| 8. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | | 1,025百万円 |
| 9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | | |

損益計算書に関する注記

- | | | |
|-------------------------------|-------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | 売 上 高 | 3,348百万円 |
| | 仕 入 高 | 696百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 203百万円 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | | 6円50銭 |
| 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。 | | |
| 損益計算書上の当期純損失 | | 378百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | | 百万円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | | 378百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | | 58,147千株 |
| 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | | |

利益処分案

	円
当 期 未 処 分 利 益	1,027,378,496
これを次のとおり処分いたします。	
次 期 繰 越 利 益	1,027,378,496

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 矢部 豊 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 村上貴美夫 印
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、池上通信機株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第65期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第65期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、内部統制システムの整備状況を重点監査項目として設定し、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月18日

池上通信機株式会社 監査役会

監査役（常勤）岩 村 伸 二 ⑨

監査役（常勤）菊 池 國 宏 ⑨

監 査 役 大 越 弘 孝 ⑨

監 査 役 永 島 建 二 ⑨

(注) 監査役大越弘孝及び永島建二は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,968	流 動 負 債	10,929
現金及び預金	5,973	支払手形及び買掛金	7,161
受取手形及び売掛金	11,131	短期借入金	1,250
たな卸資産	8,580	1年以内返済の長期借入金	624
その他	368	1年以内償還の社債	100
貸倒引当金	86	未払法人税等	73
固 定 資 産	9,286	賞与引当金	488
有形固定資産	6,265	その他	1,231
建物	1,375	固 定 負 債	14,111
機械装置及び運搬具	653	社 債	400
工具器具備品	871	長期借入金	1,113
土地	3,128	繰延税金負債	704
建設仮勘定	236	退職給付引当金	11,702
無形固定資産	98	役員退職慰労金引当金	191
投資その他の資産	2,923	負 債 合 計	25,041
投資有価証券	2,634	少数株主持分	
長期貸付金	40	少数株主持分	
その他	268	資 本 の 部	
貸倒引当金	19	資 本 金	8,791
		資本剰余金	116
		利益剰余金	927
		その他有価証券評価差額金	1,025
		為替換算調整勘定	620
		自己株式	26
		資本合計	10,213
資 産 合 計	35,254	負債、少数株主持分及び資本合計	35,254

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		37,231
売 上 原 価		30,778
売 上 総 利 益		6,453
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,638
営 業 損 失		184
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	28	
為 替 差 益	32	
不 動 産 賃 貸 収 入	43	
そ の 他	65	169
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
そ の 他	44	117
経 常 損 失		132
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	117	
役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金 戻 入 益	28	145
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	156	
そ の 他	1	158
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		144
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		54
当 期 純 損 失		199

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 2社 イケガミ エレクトロニクス(ユー.エス.エイ.)
インコーポレーテッド
イケガミ エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー.
エム.ベー.ハー

(2) 非連結子法人等の数 3社(うち持分法適用会社 0社)
主要な非連結子法人等の名称 株式会社テクノイケガミ
非連結子法人等3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等3社については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法)により評価しております。

時価のないもの...総平均法による原価法により評価しております。

(ロ)デリバティブ

時価法によっております。

(ハ)たな卸資産

当社は、製品、仕掛品については個別法による原価法、原材料については最終仕入原価法による原価法により評価しておりますが、連結子法人等は、主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

当社においては、定率法を採用しております。ただし建物(建物附属設備を除く)については、平成10年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっております。

連結子法人等においては、定額法を採用しております。

(ロ)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当社は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(当社5年、連結子法人等3年)に基づく定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金
当社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
連結子法人等は、賞与制度が無いため、引当金の計上を行っておりません。
- (ハ) 退職給付引当金
当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (ニ) 役員退職慰労金引当金
当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき算出した当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
- (ハ) ヘッジ方針
金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- (ニ) ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結子法人等は設立時より当社の100%出資による会社であり、消去差額が生じないため連結調整勘定は計上していません。
7. 商法施行規則第200条の規定に基づき、一部連結財務諸表規則の定めるところにより連結計算書類を作成しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表の注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,428百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 土 地 | 1,128百万円 |
| 建 物 | 224百万円 |
| 3. 非連結子法人等に対する資産の金額は次のとおりであります。 | |
| 投資有価証券（株式） | 137百万円 |
| 4. 債務保証残高 | 100百万円 |
| 5. 受取手形割引残高 | 1,353百万円 |
| 6. 輸出手形割引残高 | 4百万円 |
| 7. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

連結損益計算書の注記

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1. 1株当たり当期純損失 | 3円43銭 |
| 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。 | |
| 連結損益計算書上の当期純損失 | 199百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | 199百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 58,147千株 |
| 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 矢部 豊 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 村上貴美夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、池上通信機株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第65期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い池上通信機株式会社及びその連結子法人等からなる企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第65期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月18日

池上通信機株式会社 監査役会

監査役（常勤）岩村伸二 ㊟

監査役（常勤）菊池國宏 ㊟

監査役大越弘孝 ㊟

監査役永島建二 ㊟

(注) 監査役大越弘孝及び永島建二は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 57,395個
2. 議案および参考事項

第1号議案 第65期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（18頁）に記載のとおりであります。

当期純損失を計上し、誠に遺憾な結果となり、株主のみなさまには申し訳なく存じますが、当期の利益配当金につきましては、引き続き無配とさせていただきます、当期末処分利益につきましては、次期繰越利益といたしたいと存じます。

今後、企業体質を強化するため内部留保の充実に配慮しながら、株主各位に対する利益還元の充実を図ることを基本方針と考えております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法（平成17年法律第86号）」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条（機関）を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を定めるため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）」第94条および第133条第3項ならびに「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）」第161条第4項および第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

会社法第310条第5項および会社法施行規則第63条第5号の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第14条（議決権の代理行使）を変更案第18条（議決権の代理行使）のとおり変更するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法に

より取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第27条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

- (2) 公告閲覧の利便性の向上および費用の節減のため、会社法の規定に基づき、現行定款第4条（公告の方法）を変更案第5条（公告方法）のとおり電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (3) 株主総会開催場所の利便性を考慮し、変更案第13条（株主総会の招集）第2項で示すとおり本店所在地のほか隣接地を加え、選択の幅を広げるものであります。
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定を行うため、企業規模に相應しい員数で取締役会を実施してきた姿勢を明確化することを目的とし、現行定款第17条（員数）を変更案第19条（取締役の員数）のとおり変更し、取締役の定員に上限枠を設けるものであります。同様の理由で、監査役におきましても現行定款第26条（員数）を変更案第29条（監査役の員数）のとおり変更し、監査役の定員に上限枠を設けるものであります。
- (5) 上記のほか、法律上の用語変更に伴う変更、社内規程の整備に伴う名称変更（変更案第12条株式取扱規程）、条文の新設や移動による条数の変動、さらにこの機会に定款の文章・表現の一部見直しもを行い、今回の大幅な変更にあたって、全体として整備するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条（商 号） 当会社は、池上通信機株式会社と称し、英文ではIKEGAMI TSUSHINKI CO., LTD.と表示する。</p> <p>第2条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都大田区に置く。</p> <p>第3条（目 的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.有線、無線等の通信機器および放送装置の製造</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条（商 号） < 現行どおり ></p> <p>第2条（本店の所在地） < 現行どおり ></p> <p>第3条（目 的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> 有線、無線等の通信機器および放送装置の製造</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 理化学機器および医学用電子応用機器の製造</p> <p>3. 磁気等の記録装置およびデーター処理装置ならびに電子計算機の製造</p> <p>4. 家庭用、工業用電気機器の製造</p> <p>5. 電気、機械、電子部品の製造</p> <p>6. 前各号製品に使用する素材、記録媒体等の製造制作</p> <p>7. 前各号に掲げた製品の販売および賃貸</p> <p>8. 前各号に関連する工事の請負</p> <p>9. 関連する事業に対する投資</p> <p>10. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(2) 理化学機器および医学用電子応用機器の製造</p> <p>(3) 磁気等の記録装置およびデーター処理装置ならびに電子計算機の製造</p> <p>(4) 家庭用、工業用電気機器の製造</p> <p>(5) 電気、機械、電子部品の製造</p> <p>(6) 前各号製品に使用する素材、記録媒体等の製造制作</p> <p>(7) 前各号に掲げた製品の販売および賃貸</p> <p>(8) 前各号に関連する工事の請負</p> <p>(9) 関連する事業に対する投資</p> <p>(10) 前各号に付帯する一切の義務</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>第4条 (機関)</p>
	<p><u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>第4条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条 (会社の発行する株式の総数)</p> <p>当社の<u>発行する株式の総数は、2億株とする。</u></p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の<u>発行可能株式総数は、2億株とする。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>第7条 (株券の発行)</p>
<p>第6条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</u></p>	<p><u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (自己の株式の取得)</p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（1単元の株式の数） 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、1000株とする。</p> <p>第8条（単元未満株券の不発行） 当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><新設></p> <p>第9条（名義書換代理人） 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび株券の交付等に関する手続きならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>第9条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>） <u>1. 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>第10条（<u>単元未満株式についての権利</u>） 当会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第11条（<u>株主名簿管理人</u>） <u>1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第12条（<u>株式取扱規程</u>） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第11条（基準日）</u> <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条（総会の招集）</u> <u>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p><u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u> <u>総会は本店のほか、東京都各区内においても招集することができる。</u></p> <p>< 新設 ></p> <p><u>第13条（総会の議長）</u> <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</u></p> <p><u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第13条（株主総会の招集）</u> <u>1. 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u> <u>< 第15条へ移設し、条文変更 ></u></p> <p>< 第15条へ移設し、条文変更 ></p> <p><u>2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内においても招集することができる。</u></p> <p><u>第14条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>第15条（株主総会の招集権者および議長）</u> <u>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p><u>第14条（議決権の代理行使）</u> 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>第15条（総会の決議方法）</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p><現行定款第14条から移設し、条文変更></p> <p><u>第16条（総会の議事録）</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役は、これに記名押印または電子署名しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第17条（員数） 当会社に取締役3名以上を置く。</p>	<p><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><第18条へ移設し、条文変更></p> <p><u>第17条（株主総会の決議方法）</u> 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p><u>第18条（議決権の代理行使）</u> 1. 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><削除></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（選 任） 取締役は、株主総会において選任する。 <u>取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>第19条（任 期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役） <u>当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議をもって選任する。</u> <u>代表取締役は各自会社を代表する。</u> <u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第21条（報 酬） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第22条（取締役会の招集者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第20条（取締役の選任） <u>1. 取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第21条（取締役の任期） <u>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） <u>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <削除> <u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <u>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 <新設></p> <p>第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。 <新設></p> <p>第25条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名しなければならない。</u> <新設></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（員 数） <u>当会社に監査役3名以上を置く。</u></p> <p>第27条（選 任） 監査役は、株主総会において選任する。 <u>監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>第25条（取締役会の招集通知） <u>1. <現行どおり></u> <u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> <削除></p> <p>第28条（取締役会規程） <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役の数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第30条（監査役の選任） <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

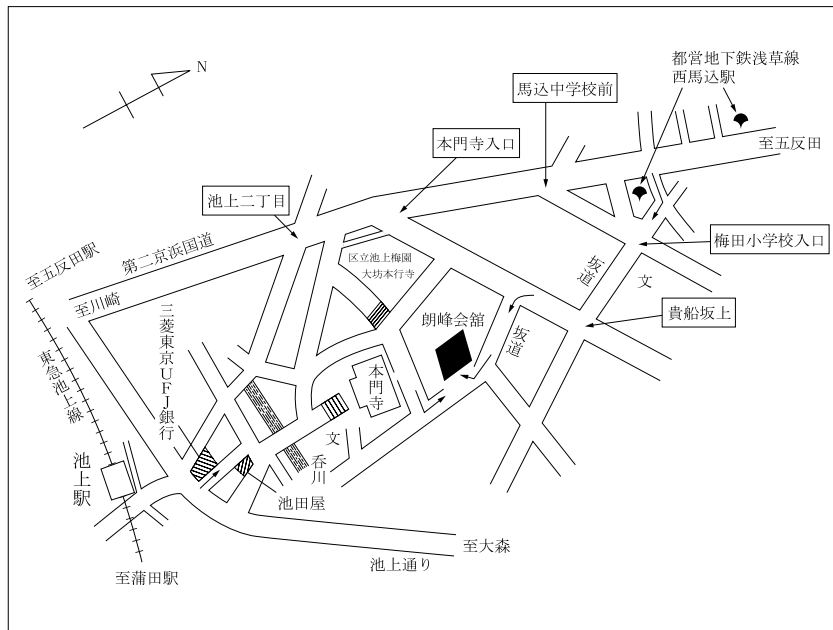
現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条（任 期） <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第29条（常勤の監査役） <u>当社は、監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第30条（報 酬） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第31条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> <新設></p> <p>第32条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>第33条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名しなければならない。</u></p> <p><新設></p>	<p>第31条（監査役の任期） <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第32条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第33条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集通知） <u>1. <現行どおり></u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><削除></p> <p>第36条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条（営業年度） <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1期とする。</u></p> <p>第35条（利益金の処分） <u>当会社の毎決算期の利益金は、株主総会の承認を得てこれを処分する。</u></p> <p>第36条（配当金および中間配当金の支払） <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に支払うものとする。</u> < 新設 ></p> <p><u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当金という。）をすることができる。</u></p> <p><u>前各項の利益配当金および中間配当金は、支払開始のときから満3年を経過しても受領されない場合は、会社の所有に帰するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第37条（事業年度） <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>第38条（剰余金の配当の基準日） <u>1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第39条（中間配当） <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第40条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上

株主總會会場ご案内図

会 場 東京都大田区池上1丁目2番1号
朗 峰 会 館 (4階朗峰の間)



- ・東武池上線「池上駅」から徒歩12分
- ・都営地下鉄浅草線「西馬込駅」から徒歩12分